

# 一般財団法人 西六福祉会館 定款

変更：平成28年2月22日

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人西六福祉会館と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西区新町2丁目13番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、種々の社会福祉活動を対象住民の実態に即しながら、西六福祉会館の運営を通じ、心のかよいあう連帯感のある住民の福祉の増進及び地域コミュニティーの醸成と安全向上、地域の発展をはかることをもって目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 西六福祉会館の設置並びに運営
- (2) 老人憩いの家及び住民集会所の設置並びに運営
- (3) 低所得世帯及び母子家庭に対する支援
- (4) 地域青少年・子どもの健全な育成のための助成
- (5) 地域コミュニティーの醸成に関する事業
- (6) 安全、安心の街づくりに関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪市西区西六地域を拠点とし及び大阪府内で活動を行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 土地 大阪市西区新町2丁目66番2所在の宅地 198.34m<sup>2</sup>
- (2) 建物 大阪市西区新町2丁目66番地2  
鉄骨造 陸屋根 3階建1棟 延 433.68m<sup>2</sup>
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

### (基本財産の処分)

第6条 基本財産を処分又は担保に供しようとするときは、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

### (資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち、現金は確実な銀行に預け入れ、または確実な信託会社に信託し保管する。

(特別会計)

第8条 この法人は特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員12名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の家族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場

合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び理事長以外の理事 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、5 名以内を業務執行理事とする。

4 第 2 項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって前項で選定された業務執行理事の中から、副理事長及び常任理事を選定することができる。ただし、副理事長は 2 名以内、常任理事は 3 名以内とする。

4 前項の副理事長及び常任理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事

とする。

5 監事は、この法人の理事又は使用人（職員）を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常任理事は、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第 7 章 理 事 会

（構成）

第 29 条 理事會は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条 理事會は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職  
(監事の職務及び権限)
- (招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常任理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剩余金の分配の禁止)

第 36 条 この法人の剩余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告・その他

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

(帳簿等の公開)

第 39 条 この法人が行う事業に関する帳簿、議事録等の関係書類の閲覧を求められたとき

は、関係法令を遵守し、これらを公開することができる。

(禁止)

第 40 条 この法人は、原則として営利を目的とする事業活動は行わない。

2 政治と宗教に関し、常に中立の立場をとり、その応援推進行為を行わない。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は川村耕一とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

打上 幸治 上村 重利 小澤 康雄

森 修康 中井 徹 米田 裕彦

相見 道子 山東 明 楠瀬 真澄

上杉 俊 篠原 哲夫 山田 い久

澤 志郎 屋敷 勝 垣本 祥博

5 平成 28 年 4 月 1 日以降、西六地域活動協議会の事業および財産を引き継ぐ。